河内長野市窓口空間改善業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、河内長野市(以下、「本市」という。)が、窓口空間改善業務の委託事業者を、 公募型プロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により選定するため、必要な 事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「河内長野市窓口空間改善業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1 目的

本プロポーザルは、本市が、いわゆる「3ない窓口」の実現に向けた各種取組を実施する に伴い、従来の窓口空間を改善し、より利便性の高い窓口空間とプライバシーに配慮した相 談スペース等を構築するための窓口空間改善業務を委託する事業者を選定するために実施す るものである。

2 業務概要

(1)業務の名称

河内長野市窓口空間改善業務(以下、「本業務」という。)

(2)業務内容

「河内長野市窓口空間改善業務委託仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者との協議に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月10日(火)まで

(4) 委託料上限額

25,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方公共団体が委託する本業務に類似した業務を、過去5年以内に実施した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市からの指名停止 の措置を受けていないこと。

- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 租税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1) プロポーザル公募開始 令和7年4月14日(月)

(2) 質問書の提出期限 令和7年5月9日(金)午後5時まで

(4) 参加申込書の提出期限 令和7年5月20日(火)午後5時まで

(5) 企画提案書の提出期限 令和7年6月6日(金)午後5時まで

(6) ヒアリング審査 令和7年6月20日(金)予定

(7) 選定結果通知 令和7年6月下旬

5 現地確認

(1) 日時

令和7年4月25日(金)午後5時45分~(受付:午後5時~)

(2) 集合場所

河内長野市役所6階601会議室

(3)参加申込

現地確認を希望する場合は、電子メールにて参加希望の旨を送信すること。その際、 件名を「現地確認参加申込」として送信すること。なお、受信確認のため、送信した際 は、電話でその旨を連絡すること。

(送信先) E-Mail: shimin@city.kawachinagano.lg.jp

(4) 申込期限

令和7年4月21日(月)午後5時まで【必着】

- (5) 留意事項
 - ・当日は、現地確認のみを予定しており、質問には応じない。また、本市の業務等の 支障となるような行為は慎むこと。
 - ・写真撮影は可能とするが、個人情報が写らないよう注意すること。
 - ・現地確認への参加は任意とする。

6 質問及び回答

(1)提出方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「窓口空間改善業務に関する質問」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和7年5月9日(金)午後5時まで【必着】 (電話や窓口での質問は受け付けない。)

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 質問に関する回答

質問に関する回答は、令和7年5月15日(木)午後5時までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合又は簡易な質問の場合は掲載しない。

7 参加申込書等の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、郵送又は電子メールにより、 以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「窓口空間改善業務委託に係るプロポーザル参加申込」として、受信確認のため、送信した際は、電話で その旨を連絡すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書 (様式第2号)

参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。

イ 会社概要書(様式第3号)

ウ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書(様式第4号)

(2) 提出期限

令和7年5月20日(火)午後5時まで【必着】

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

8 企画提案書の提出

参加申込書等を提出した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各9部(正本1部、副本8部)提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。

- ・文字サイズは、12ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で20ページ以内(表紙はページ数に含めない)とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的 に記載すること。
- ・企画提案書は<別紙1>「審査基準」審査基準No.1~4の順に提案内容を記載し、 審査基準に対する提案箇所を明確にすること。

イ 見積書(任意様式)

作業項目ごとの具体的な積算内訳を記載すること。また、見積金額は、消費税及び 地方消費税を含む額とする。

(2) 提出期限

令和7年6月6日(金)午後5時まで【必着】

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

- (4) 参加及び提案の無効
 - ・企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
 - ・事実に反する申請や提案があったとき。
 - ・期限内に企画提案書等の必要書類が提出できなかったとき。
 - ・その他、市が指示した事項に違反としたとき、又は履行しなかったとき。

9 選定方法

(1) 審査会

優先交渉権者の選定は、河内長野市窓口空間改善業務プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(2) 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「審査 基準」<別紙1>のとおり採点を行い、最低評価点(60点)を上回る者の中から評価 点の高いものから順に、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。なお、同点の 場合は、<別紙1>の評価項目「提案価格」の得点の高いものを最優秀提案者とする。 ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

(3) 一次書類審査について

応募者多数の場合は、事務局において企画提案書に基づき上記選定方法により一次書 類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。

(4) ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
実施日時	令和7年6月20日(金)予定
	ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。
時間	1者につき 50 分以内 (準備含む)
内容	提出した企画提案書の概要説明 (20 分以内)
	企画提案書に対する質疑応答(約20分)
出席者	3名以内
出席者の条件	説明者のうち1人は、受注後に本業務の主任担当者となる予定の
	者を必ず含むこと。
使用機器等	提出された企画提案書に基づき説明すること。
	なお、説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は、事
	前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクター等の
	機器は各参加者で用意し、当日持参すること。
	なお、スクリーンは本市で用意する。
辞退する場合	ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、
	書面により(任意様式)記名押印の上、事務局へ持参又は郵送に
	て提出すること。

(5)審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和7年6月下旬(予定)に文書で通知する。 なお、審査結果は、優先交渉事業者の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を本市 ホームページに掲載する。

10 契約

受託候補者(優先交渉権者)と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。なお、協議の際に提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、受託候補者選定の審査以外に無断使用することはない。 なお、情報公開請求があった場合には河内長野市情報公開条例に基づき対応する。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とする。
- (5) 企画提案者等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (6) 郵送又は電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

(7) 審査結果等について異議申し立ては一切受け付けない。

12 問合せ及び書類提出先

河内長野市 市民窓口課 (担当:松原、小林)

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話:0721-53-1111

E-Mail: shimin@city.kawachinagano.lg. jp